

美しが丘中部自治会地域道路・交通委員会規定

(目的)

第 1 条 美しが丘中部自治会地域内の主要 3 路線(美しが丘 16、美しが丘西 192、美しが丘西 194)に関わる諸問題に対処するため、自治会規約第 4 条第 2 項に基づき、道路・交通の専門委員会を設置する。

(活動内容)

第 2 条 名称を、美しが丘中部自治会地域道路・交通委員会（以下、道路交通委員会という）とし、自治会地域内の上記道路の諸問題について、調査、提言を行ない、もって会員の安心安全に寄与せしむるものとする。また、自治会長の指示に基づき、対外折衝、および問題の解決のための措置を行うものとする。

(委員会組織)

第 3 条 道路交通委員会の定数は 10 名前後とし、委員は理事会、評議員会の承認を得て、自治会長が選任する。

2 委員会には委員長、副委員長、事務局長、各 1 名を置く。委員長、副委員長は委員の互選とし、事務局長は委員長が選任する。また、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長は委員会開催のつど、その内容を書面にて自治会長へ報告する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないが、委員長任期は 2 期 4 年までとする。

(委員会の開催と運営)

第 5 条 道路交通委員会は、委員長が必要に応じ、適宜開催するものとする。

2 委員会の運営に伴う事務処理は、自治会事務局に依頼することができる。

(予算)

第 6 条 委員会の予算は、年度ごとに自治会年度予算として計上する。

附 則

本規定の改廃は総会の議決を要するものとする。

平成 26 年 3 月 29 日制定・施行